

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 6 回相模原市景観審議会				
事務局 (担当課)		まちづくり計画部建築・住まい政策課 電話 042 - 769 - 9252 (直通)				
開催日時		令和元年 8 月 23 日 (金) 午後 2 時から午後 4 時まで				
開催場所		相模原市役所第 2 別館 3 階 第 3 委員会室				
出席者	委員	7 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	4 人 (まちづくり計画部長、建築・住まい政策課担当課長 他 2 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 諮問 3 議題 ( 1 ) 相模原市都市計画マスタープランの改定に伴う相模原市景観計画の変更案について ( 2 ) 相模原市景観条例第 8 条第 1 項に規定する景観形成重点地区の指定等について 4 その他 5 閉会				

## 審 議 経 過

### 1 開会

事務局から会議成立の報告の後、野澤会長により議事が進行した。主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 2 諮問

市長に代わり、荻野まちづくり計画部長から野澤会長に対し、「相模原市都市計画マスタープランの改定に伴う相模原市景観計画の変更案について」及び「相模原市景観条例第8条第1項に規定する景観形成重点地区の指定等について」について、諮問を行った。

### 3 議題

#### (1) 相模原市都市計画マスタープランの改定に伴う相模原市景観計画の変更案について

事務局から、相模原市都市計画マスタープランの改定に伴う相模原市景観計画の変更案の内容について説明を行った。主な意見等は次のとおり。

若柳地区において、民間テーマパークの魅力を活用することだが、どのような想定をしているか。

当該地区は、既に地区計画により建築物等に対して規制をかけている。また、市の観光振興計画においても、民間テーマパークを位置付けており、協力してまちづくりを進めている。

川尻大島界地区を新たなまちづくりの景観拠点から削除している理由は何か。土地区画整理が完了し、土地利用が始まったためである。

景観計画の成果指標の「歴史や伝統文化を生かした景観が良好に保たれていると感じる市民の割合」や「地域景観資源の指定箇所数」について、目標に到達していない。来年度以降、本指標は設けないとのことだが、今後推進する予定はないのか。

推進はするが、景観計画は長期的な計画であり目標年次がないことから、本計画に指標を設定せず、成果指標については総合計画と一体的に効果測定していくこととするもの。

祭りや伝統文化を大切にすることで、市民の意識は変わってくると思う。

豊かなまちをつくるには、人と人の文化的な繋がりが大切である。

今回、成果指標から削除される項目について、景観の施策が確実に推進されるか、審議会として把握したい。

成果指標として公表はしないが、取組の進捗について委員の皆様へ周知・報告することを検討する。

都市景観形成基本計画と相模原市景観計画を統合するということだが、統合された景観計画の全文を確認したい。統合について異論はないが、内容を把握し

ないまま、統合する内容が取捨選択されてしまうことは望ましくない。  
景観計画の統合案について、委員の皆様へ内容を提示し、意見を伺いたい。  
都市計画マスタープランの将来都市構造にある、リニア中央新幹線の新駅設置  
については、景観計画の変更によどのような影響があるか。  
橋本駅周辺や相模原駅周辺は、既に景観計画において都市の景観拠点として位  
置付けているため図の変更はないが、首都圏南西部の玄関口にふさわしい新し  
い景観を創出する旨を追記している。

相模原市都市計画マスタープランの改定に伴う相模原市景観計画の変更案に  
ついて了承、本日付けで答申することとされた。なお、都市景観形成基本計画と  
景観計画の統合案についてはメール等で各委員に確認いただき、意見を伺うこと  
とした。

(2) 相模原市景観条例第8条第1項に規定する景観形成重点地区の指定等について  
事務局から、相模原市景観条例第8条第1項に規定する景観形成重点地区の指  
定等の内容について説明を行った。主な意見等は次のとおり。

公道上に置かれている屋外広告物について、規制や除却をすべきではないか。  
道路部において、道路上の違反広告物の除却を行っている。  
屋外広告物に関する景観形成基準が、ほぼ色彩の制限となっている。屋外広告  
物には色彩の制限をかけず、小型かつ低層部への掲出に限定をしたり、形状を  
統一するなど、形態の基準を検討した方がまちづくりに対する効果があると思  
える。

屋外広告物に使用できる色数について、どう考えるか。  
掲出位置や大きさの制限で十分ではないか。また、第三者の広告物や独立広告  
は認めないという考え方もある。

地区の北側は商店街のため、賑わいが大切だと考えている。  
屋外広告物の色彩を建物の壁面と馴染む色にしてしまうと、屋外広告物の意味  
がなくなってしまう。素材などについても検討した方が良い。  
万人受けする色彩は、地味で個性がない。通りを見せる対象をどのように考え  
ているか。また、印象の良い都市は、電線の地中化を行っているが、その点に  
についても考えを伺いたい。

電線の地中化の計画はあるが、予算の関係で着手できていない。市民の安全・  
安心や緊急輸送路の確保の観点からも、必要性を感じている。

誰に対してどのような価値を伝えていくかというコンセプトを感じられない。  
今後の協議会の中でも、改めて検討したい。

桜が咲く時期は人が多く集まるが、それ以外の時期についてはどう考えている  
か。

桜とけやきの並木が連なっている場所は他にないと思う。市としては、桜が咲

く時期以外の時期も、景観上重要な通りであると考えている。  
街並みは、足元が大切だと思う。人が歩いて見える範囲は、まちのイメージを決定する要因になる。床やベンチ、植栽を意識した方が良い。  
高さ制限の考え方があるが、立派な並木があるため上の方は見えない。人が見ることのできる範囲(3階くらいまで)を重点とすべきと思う。パースも然りである。  
市役所があるため、地域外から来る人が多いと思う。そこに住む人たちをどのように見せていくかが大切ではないか。  
方針と基準しかないため、どのような通りにしたいかが伝わりにくい。規制だけでなく、地元の意見を引き出せるような仕組みを検討すべきではないか。  
届出対象行為になっていないが、建築基準法の緩和により可能となった200㎡未満の建築物の用途変更についても注意を払う必要があると思う。

相模原市景観条例第8条第1項に規定する景観形成重点地区の指定等については、継続審議とされた。(答申予定は令和2年2月頃)

4 その他  
なし

5 閉会  
すべての審議が終了し、閉会した。

以 上

## 第6回相模原市景観審議会委員出欠席名簿

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	野澤 康	工学院大学 建築学部 教授	会長	出席
2	飯村 和道	女子美術大学 名誉教授		出席
3	田口 敦子	多摩美術大学 名誉教授	副会長	出席
4	松浦 薫	相模大野法律事務所 弁護士		出席
5	小迫 眞	公募委員		出席
6	小林 茂之	公募委員		出席
7	杉本 勝郎	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 相模原支部 副支部長		出席